



# 調査票の記入のしかた

## 【08】建設業、サービス関連産業A

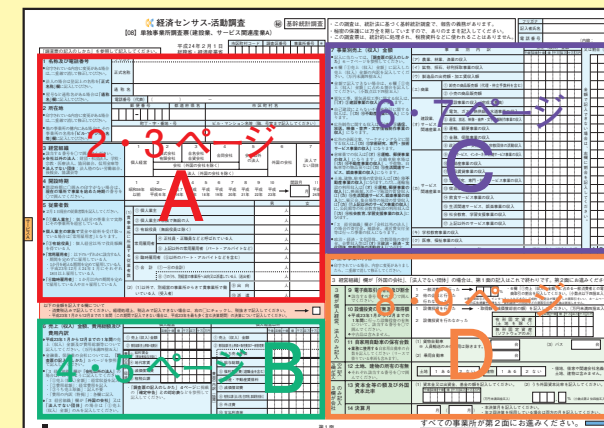
総務省  
経済産業省

事業区分	分類番号	事業内容の内訳	内容例示
⑥ 運輸、 郵便 事業	614	一般貨物自動車運送業 (特別積合せ貨物運送業を除く)	自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く)貨物運送
	615	特別積合せ貨物運送業	集貨された貨物の仕分けを行い、積ませて他の事業場に運送し、配送に必要な仕分けを行うもので、これらの事業場間の貨物運送を定期的に行う事業
	616	特定貨物自動車運送業	特定の荷主との契約に基づく、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く)貨物運送
	617	貨物軽自動車運送業	三輪以上の軽自動車又は二輪の自動車による貨物運送
	618	集配利用運送業	第二種利用運送業
	619	その他の道路貨物運送業	自転車貨物運送業
	620	外航旅客海運業	日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間における旅客運送
	621	外航貨物海運業	日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間における貨物運送
	622	沿海旅客海運業	日本沿岸諸港間(港湾内を除く)の旅客運送
	623	沿海貨物海運業	日本沿岸諸港間の貨物運送
	624	港湾旅客海運業	港湾内での旅客運送
	625	河川水運業	河川での旅客、貨物運送
	626	湖沼水運業	湖沼での旅客、貨物運送
	627	船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)	運航業者への船舶(内航船舶を除く)の貸渡し事業
	628	内航船舶貸渡業	運航業者への内航船舶の貸渡し事業
	629	国際航空旅客運送業	航空機により旅客又は貨物の運送を行う事業
	630	国際航空貨物運送業	
	631	国内航空旅客運送業	
	632	国内航空貨物運送業	航空機を使用して、主として請負により航空運送以外の薬剤散布、宣伝広告、魚群探見、空中写真測量などを行う事業
	633	航空機使用業(航空運送業を除く)	
	634	倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)	普通倉庫業(野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、トランクルームなど)
	635	冷蔵倉庫業	
	636	港湾運送業	船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役、いかだ運送など
	637	利用運送業(集配利用運送業を除く)	第一種利用運送業
	638	運送取次業	
	639	運送代理店	運送機関の業務を代行して運送契約の締結などを行う事業
	640	こん包業(組立こん包業を除く)	運送のための物品の荷造り、梱包事業
	641	組立こん包業	
	642	鉄道施設提供業(第三種鉄道事業)	
	643	道路運送固定施設業	有料道路、有料橋事業など
	644	自動車ターミナル業	バスターミナル事業、トラックターミナル事業
645	貨物荷扱固定施設業	貨物の荷扱いのための荷扱場、荷役機橋設備の提供事業	
646	棧橋泊きよ業	ふ頭業	
647	飛行場業		
648	海運仲立業	船舶による貨物の運送、船舶の貸渡し、売買、運航の委託のあっせん	
649	その他の運輸に附帯するサービス業	検査業、検量業、船積貨物鑑定業、水先業、サルベージ業、海難救助業、綱取業、曳船業、通関業、観光協会事業など	
650	郵便業	郵便物、信書便物の引受、取集・区分及び配達を行う事業	

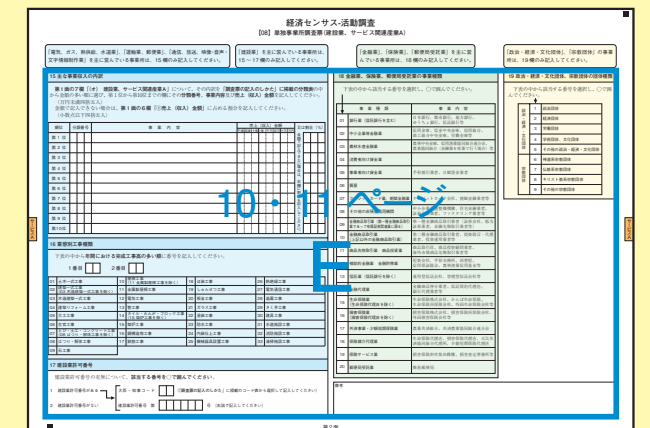
- ◆ 調査票には、事業所の名称・電話番号・所在地などが、あらかじめ印字されています。これらは、事業所における記入負担を少しでも軽くするため、「平成21年経済センサス-基礎調査」等の結果をもとに印字したものです。
- ◆ 調査票は、**黒色の筆記具(ボールペン、鉛筆など)**ではっきりと記入してください。記入した内容を訂正する場合は、二重線で消すなどして訂正してください。
- ◆ 調査票を提出する前に、記入もれや記入誤りがないか、もう一度、ご確認ください。調査票の記入内容について、後日、おたずねさせていただく場合があります。

調査票を記入する際に参照するページは 以下のとおりです

第1面



第2面



- A 1 名称及び電話番号 ~ 5 従業者数
- B 6 売上(収入)金額、費用総額及び費用内訳
- C 7 事業別売上(収入)金額
- D 8 主な事業の内容 ~ 14 決算月

- E 15 主な事業収入の内訳 ~ 19 政治・経済・文化団体等の団体種類

- 調査票の記入方法などについて、ご不明な点がございましたら、コールセンターにお問い合わせください。

### 経済センサス-活動調査コールセンター

☎ 0120-44-1034 (通話料は無料です。)

IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合: 03-6830-1034 (有料)

- 調査員への連絡が必要な場合には、市区町村にご連絡ください。

### 1 名称及び電話番号

- 名称は、略称ではなく**正式名称**（法人の場合は登記上の**名称**）を記入してください。  
法人の名称には、法人の種類も記入しますが、以下の（ ）書きのように省略しても差し支えありません。  
株式会社 → (株) 宗教法人 → (宗)  
有限会社 → (有) 医療法人 → (医)  
合名会社 → (名) 社会福祉法人 → (福)  
合資会社 → (資) 農業協同組合 → (農協)  
合同会社 → (同) 漁業協同組合 → (漁協)  
学校法人 → (学) 生活協同組合 → (生協)  
公益、一般、特例財団法人 → (財)  
公益、一般、特例社団法人 → (社)
- 名称を特にもたない個人経営の事業所の場合は、事業主の氏名を記入してください。
- フリガナは、**カタカナ**で記入してください。英数字、ひらがな、カタカナなどの漢字以外の部分についてもフリガナを記入してください。  
ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分のフリガナは記入不要です。

### 2 所在地

- 事業所固有の郵便番号をもっている場合は、その郵便番号を記入してください。
- 番地・号については、例えば、「3丁目2番1号」を「3丁目2-1」のように記入しても差し支えありませんが、「丁目」の部分は「-」などで省略せずに記入してください。  
例) ○ 若松町3丁目2番1号  
○ 若松町3丁目2-1  
× 若松町3-2-1
- ビルなどの中にある事業所の場合は、「ビル・マンション名等」欄に**そのビルの名称と階**（マンションの場合は、**号室**）を記入してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、「ビル・マンション名等」欄に「**○○事業所構内**」（○○は**入居先の事業所名**）と記入してください。

### 3 経営組織

- 個人が共同で事業を行っている場合も「個人経営」になります。
- 外国の会社は、外国に本所がある会社になります。外国の資本が参加している、いわゆる、「**外資系の会社**」は「**外国の会社**」には該当しません。

### 記入上の注意

通称名には屋号などを記入しますが、フランチャイズ・チェーン店の場合には、「通称名」欄にチェーン店の名称を記入します。

### 記入上の注意

「フリガナ」欄は正式名称に変更がある場合のみ記入してください。

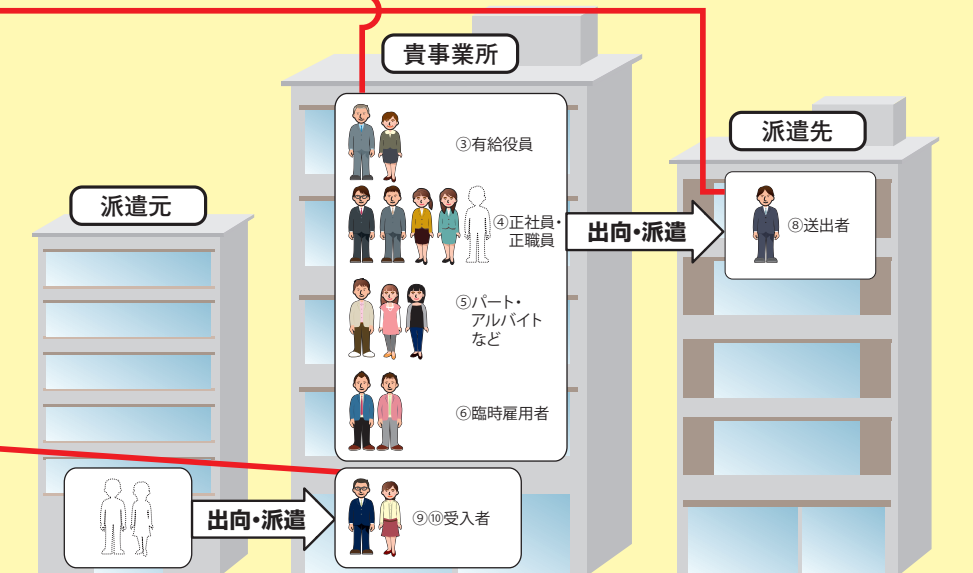
1 名称及び電話番号 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●法人の場合は登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。 ●屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。	フリガナ	リフォームトウケイ									
	正式名称	(有)統計建設 (株)リフォームTOKEI									
2 所在地 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。	郵便番号	162-0066	東京都 新宿区								
	町丁・字・番地・号	若松町3丁目2番1号 若松第3ビル 2階									
3 経営組織 ●該当する番号を○で囲んでください。 ●会社以外の法人：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等 ●法人でない団体：法人格のない労働組合、後援会、協議会等	1	2	3	4	5	6	7				
	個人経営	株式会社 有限会社	合名会社 合資会社	合同会社	会社以外の法人	外国の会社	法人でない団体				
4 開設時期 ●開設時期に○囲みの印字がない場合は、現在の場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	昭和59年以前	昭和60～平成6年	平成7～16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
5 従業者数 ●2月1日現在の従業者数を記入してください。 ●「①個人業主」：個人経営の事業主で実際にその事業所を営んでいる人 ●「個人業主の家族で賃金や給料を受け取っている場合は「常用雇用者」となります。 ●「③有給役員」：個人経営以外で役員報酬を得ている人 ●「常用雇用者」：以下のいずれかに該当する人 ・期間を定めて雇用している人 ・1か月を超える期間を定めて雇用している人 ・平成23年12月と24年1月にそれぞれ18日以上雇用している人 ●「⑥臨時雇用者」：1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人	(1) 貴事業所に所属する従業者数		(2) (1)以外で、別経営の事業所から貴事業所で働いている人(受入者)		⑨ 出向		⑩ 派遣				
	① 個人業主	0	0	0	0	0	0	0	0		
② 個人業主の家族で無給の人	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
③ 有給役員（無給役員は除く）	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
常用雇用者	④ 正社員・正職員などと呼ばれている人	3	2	0	0	0	0	0	0		
⑤ 上記以外の常用雇用者（パート・アルバイトなど）	1	2	0	0	0	0	0	0	0		
⑥ 臨時雇用者（⑤以外のパート・アルバイトなどを含む）	2	0	0	0	0	0	0	0	0		
⑦ 合計（①～⑥の合計）	7	5	0	0	0	0	0	0	0		
⑧ ⑦のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出处）	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
⑨ 出向	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
⑩ 派遣	1	1	0	0	0	0	0	0	0		

### 4 開設時期

- 会社や企業の創業時期ではなく、**貴事業所が現在の場所で事業を始めた時期**を記入してください。
- 以下の場合、その時期を**開設時期**としてください。
  - ・ 個人経営の事業所で、経営権の譲渡により経営者が交代した場合  
ただし、相続により引き継いだ場合は該当しません。
  - ・ 個人経営の事業所が株式会社になった場合
  - ・ 法人が新設（対等）合併した場合
  - ・ 法人が分割により設立された場合

### 5 従業者数

- 従業者数は、平成24年2月1日現在の従業者数を、区分ごとに記入してください。
- |                                 |  |
|---------------------------------|--|
| ① 個人業主                          | ○ 個人が共同で事業を行っている場合は、そのうちの一人を個人業主とし、他の人は「④正社員・正職員などと呼ばれている人」としてください。  |
| ② 個人業主の家族で無給の人                  | ○ 個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人<br>○ 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」に記入してください。                      |
| ③ 有給役員（無給役員は除く）                 | ○ 法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人<br>○ 無給役員は従業者には該当しません。  |
| 常用雇用者                           | ○ <b>以下のいずれかに該当する人</b><br>・ 期間を定めて雇用している人<br>・ 1か月を超える期間を定めて雇用している人<br>・ 平成23年12月と平成24年1月にそれぞれ18日以上雇用している人 |
| ④ 正社員・正職員などと呼ばれている人             | ○ 一般に正社員・正職員などと呼ばれている人   |
| ⑤ 上記以外の常用雇用者（パート・アルバイトなど）       | ○ 「契約社員」「嘱託」「パートタイマー」「アルバイト」など正社員・正職員以外の人  |
| ⑥ 臨時雇用者（⑤以外のパート・アルバイトなどを含む）     | ○ 1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など「 <b>常用雇用者</b> 」の定義に <b>該当しない人</b>  |
| ⑦ 合計                            |  |
| ⑧ ⑦のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出处） | ○ 労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向など貴事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人   |
| ⑨ 出向                            | ○ 在籍出向など出向元に籍を置いたまま、貴事業所で働いている人  |
| ⑩ 派遣                            | ○ 労働者派遣法という派遣労働者で、貴事業所で働いている人<br>なお、別経営の事業所から業務請負により貴事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません。                      |



「3 経営組織」が「個人経営」の場合は左ページの下表を、「個人経営以外」の場合は右ページを参照してください。

記入上の注意

金額は万円単位で記入してください。  
(万円未満を四捨五入してください。)  
「¥」記号は記入しないでください。

以下の金額を記入する欄について  
・消費税込みで記入してください。経理処理上、税込みで記入できない場合は、右の□にチェックし、税抜きで記入してください。 →   
・平成23年1月から12月までの1年間（この期間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間）の決算について記入してください。

6 売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳	個人経営						個人経営以外								
	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
① 売上（収入）金額							① 売上（収入）金額								1 8 6 0 0
② 費用総額（売上原価＋経費計）							② 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）								1 8 4 6 8
③ 給料賃金（専従者給与を除く）							③ うち売上原価								1 1 3 7 8
④ 地代家賃							④ 給与総額								6 3 0 1
⑤ 減価償却費							⑤ 福利厚生費（退職金を含む）								1 2 0
⑥ 租税公課							⑥ 動産・不動産賃借料								5
							⑦ 減価償却費								3 2
							⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）								5
							⑨ 外注費								9
							⑩ 支払利息等								5

費用の内訳（特掲）

・「調査票の記入のしかた」4ページに掲載の「確定申告」との対応表などを参照して記入してください。

6 売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳「個人経営」

- 「確定申告」を参考にして記入することができます。  
各項目と「確定申告」との対応は、下表の科目の番号を参照してください。

項目	青色申告			白色申告		
	(一般用)	(現金主義用)	(不動産所得用)	(一般用)	(不動産所得用)	
① 売上（収入）金額	科目①	科目④	科目④	科目④	科目⑤	
② 費用総額（売上原価＋経費計）	科目⑥＋科目⑫	科目⑫	科目⑫	科目⑨＋科目⑫	科目⑫	
費用	③ 給料賃金（専従者給与を除く）	科目⑫	科目⑥	科目⑫	科目⑥	
	④ 地代家賃	科目⑫	科目⑧	科目⑩	科目⑨	
	⑤ 減価償却費	科目⑫	科目⑨	科目⑧	科目⑬	科目⑦
	⑥ 租税公課	科目⑧		科目⑤	科目①	科目①

6 売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳「個人経営以外」

- 平成23年1月から12月までの1年間について記入してください。  
※ 平成23年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間について記入してください。  
※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- 「外国の会社」の場合は、「①売上（収入）金額」欄に売上（収入）金額のみを記入してください。
- 各項目の内容は、下表を参照してください。

項目	会社		会社以外の法人 法人でない団体
	金融業、保険業以外	金融業、保険業	
① 売上（収入）金額	・ 商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などを記入してください。 ・ 有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めません。	・ 経常収益を記入してください。	・ 経常収益を記入してください。 (※)
② 費用総額 (売上原価＋販売費及び一般管理費)	・ 売上（収入）金額に対応する費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）を記入してください。	・ 経常費用を記入してください。	
③ うち売上原価	・ 費用総額のうち売上原価について記入してください。 売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の合計になります。	・ 記入不要です。	
④ 給与総額	・ 役員（非常勤を含む）及び従業員（臨時雇用者を含む）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等）の総額を記入してください。 ・ 別経営の事業所に出向・派遣している従業員に支給している給与を含みます。		
⑤ 福利厚生費 (退職金を含む)	・ 会社負担の法定福利費（厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの）、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。		
⑥ 動産・不動産賃借料	・ 土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 ・ 経理上売買扱いとなっているリース支払額は含みません。		
⑦ 減価償却費	・ 固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。		
⑧ 租税公課 (法人税、住民税、事業税を除く)	・ 営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 ・ 収入課税の事業税（電気業、ガス業）はここに含めます。 ・ 税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 ・ 法人税、住民税、所得課税の事業税は含みません。		
⑨ 外注費	・ 業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入します。 ・ 人材派遣会社への支払いも含みます。		
⑩ 支払利息等	・ 借入金等に対する支払利息等の総額を記入してください。 ※ 営業外費用に計上する支払利息等が該当します。 (「②費用総額」の内数ではありません。)	・ 借入金等に対する支払利息等の総額を記入してください。 ・ 「銀行業」の場合は記入不要です。	

(※) 宗教団体については、上記①の収入に喜捨、お布施などは含めません。

記入上の注意

金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)  
「¥」記号は記入しないでください。

7 事業別売上(収入)金額	事業別内訳	売上(収入)金額							又は割合(%)		
		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万		万円	
●記入に当たっては、「調査票の記入のしかた」6～7ページを参照してください。 ●6欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入) ●金額で記入できない場合は、6欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入) ●電気工事、電気通信工事に関する収入は、「(オ)③建設事業の収入」になります。 ●自己建設によらない不動産取引に関する収入は、「(カ)⑩不動産事業の収入」になります。 ●広告制作に関する収入は、「(オ)⑤通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入」になります。 ●広告の企画立案、マーケティングなどに関する収入は、「(カ)⑫学術研究、専門・技術サービス事業の収入」になります。 ●倉庫業での収入は「(オ)⑥運輸、郵便事業の収入」になります。自動車駐車場は「(カ)⑩不動産事業の収入」、手荷物、自転車等の物品預りは「(カ)⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」になります。 ●土地、建物、駐車場の賃貸収入は「(カ)⑩不動産事業の収入」になります。ただし、運輸施設の利用収入は「(オ)⑥運輸、郵便事業の収入」に、映画館、スポーツ施設の賃貸収入は「(カ)⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に、展示会、集会場等の施設の賃貸収入は「(カ)⑰上記以外のサービス事業の収入」に、公民館等の社会教育施設の利用収入は「(カ)⑯社会教育、学習支援事業の収入」になります。 ●「3 経営組織」欄が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。 ●政治・経済・文化団体、宗教団体の寄付金、会費収入等は「(オ)⑧政治・経済・文化団体、宗教団体の活動収入」になります。	(ア) 農業、林業、漁業の収入										
	(イ) 鉱物、採石、砂利採取事業の収入										
	(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額										
(エ) 商業	① 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)					3	0	0			
	② 小売の商品販売額										
(オ) 建設業、サービス関連産業A	③ 建設事業の収入(完成工事高)					1	5	0	0	0	
	④ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入										
	⑤ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入										
	⑥ 運輸、郵便事業の収入					3	0	0			
	⑦ 金融、保険事業の収入										
	⑧ 政治・経済・文化団体、宗教団体の活動収入										
(カ) サービス関連産業B	⑨ 情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入										
	⑩ 不動産事業の収入					3	0	0	0		
	⑪ 物品賃貸事業の収入										
	⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入										
	⑬ 宿泊事業の収入										
	⑭ 飲食サービス事業の収入										
	⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入										
	⑯ 社会教育、学習支援事業の収入										
	⑰ 上記以外のサービス事業の収入										
	(キ) 学校教育事業の収入										
	(ク) 医療、福祉事業の収入										
	合計					6欄①の売上(収入)金額			1	0	0

7 事業別売上(収入)金額

● 以下の例示を参考に、6欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。

<b>(ア) 農業、林業、漁業の収入</b>	
動植物の飼育・栽培、林木の育成・林産物の採取、水産動植物の採取・採捕を行う事業の収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業に直接関係するサービス業務(農作業の受託、庭園作り、花壇の手入れ等)</li> <li>○ 林産物の生産(立木、素材の販売、きのこ類の採取、木炭の生産)</li> <li>○ 林業に直接関係するサービス業務(造林、伐木作業の受託、鳥獣の捕獲、昆虫類の採捕等)</li> </ul>
<b>(オ) 建設業、サービス関連産業A</b>	
<b>③ 建設事業の収入</b> 建設工事を行う事業の収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土木工事、建築工事(リフォームを含む)、設備工事(電気工事、管工事など)</li> <li>○ 自己建設による土地の造成、建物の建設</li> <li>× 測量や、建設工事のコンサルタント、設計、監理 ⇒ 「(カ)⑫学術研究、専門・技術サービス事業」</li> <li>× プラントエンジニアリング事業 ⇒ 「(カ)⑫学術研究、専門・技術サービス事業」</li> <li>× 自己建設によらない土地分譲、建物建売事業 ⇒ 「(カ)⑩不動産事業」</li> </ul>

7 事業別売上(収入)金額(つづき)

<b>④ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入</b> 各エネルギーの供給などを行う事業の収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電気事業の収入(電気事業営業収益のうち電灯料、電力料、地帯間販売電力料、他社販売電力料、託送収益)</li> <li>○ 自家発電の電力販売</li> <li>○ ガス事業の収入(ガス売上、託送供給収益)</li> <li>○ 地域冷暖房事業</li> <li>○ 下水道処理施設維持管理業</li> <li>× 電気・ガス・水道事業所からの検針・集金業務の請負 ⇒ 「(カ)⑰上記以外のサービス事業」</li> <li>× 電気工事、給排水設備工事 ⇒ 「(オ)③建設事業」</li> <li>× かんがい用水供給 ⇒ 「(ア)農業、林業、漁業」</li> </ul>
<b>⑤ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入</b> 情報の制作、加工、伝達、提供を行う事業の収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通信サービス(電話、無線、インターネット接続など)</li> <li>○ 通信に付帯するサービス(携帯電話の契約、解約に関する手数料など)</li> <li>○ 放送サービス(受信料、テレビ放送時間の販売収入など)</li> <li>○ 映画、テレビ番組などの制作、配給</li> <li>○ 新聞、書籍の発行</li> <li>○ 広告制作(印刷物にかかる広告制作)</li> <li>○ ニュース供給(通信社のニュース供給など)</li> <li>× 広告代理業 ⇒ 「(カ)⑫学術研究、専門・技術サービス業」</li> <li>× 新聞、書籍等の印刷業務 ⇒ 「(ウ)製造品の出荷額・加工賃収入額」</li> <li>× デザイン、コピーライター ⇒ 「(カ)⑫学術、研究・専門技術サービス」</li> <li>× 携帯電話の販売代金 ⇒ 「(エ)①卸売の商品販売額」又は「(エ)②小売の商品販売額」</li> <li>× 情報を記録したディスク等の複製・製造 ⇒ 「(ウ)製造品の出荷額・加工賃収入額」</li> </ul>
<b>⑥ 運輸、郵便事業の収入</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業</li> <li>○ 倉庫業(普通倉庫、水面木材倉庫、冷蔵倉庫)</li> <li>○ 運輸に付帯するサービス(港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、梱包業、運輸施設提供業、水先業、検数・検量業など)</li> <li>× 運転代行 ⇒ 「(カ)⑮生活関連サービス、娯楽事業」</li> <li>× 手荷物、自転車等の一時的な物品預り ⇒ 「(カ)⑮生活関連サービス、娯楽事業」</li> </ul>
<b>⑦ 金融、保険事業の収入</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 銀行業、協同組織金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、その他非預金信用機関</li> <li>○ 金融商品取引業、商品先物取引業</li> <li>○ 補助的金融業(信託業、金融代理業、両替業、商品取引所など)</li> <li>○ 保険業(保険代理業、損害査定業を含む)</li> </ul>
<b>(カ) サービス関連産業B</b>	
<b>⑨ 情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入</b> 情報の処理、提供、インターネットに附随したサービスの提供を行う事業の収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種調査(市場調査、世論調査など)</li> </ul>
<b>⑩ 不動産事業の収入</b> 土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業の収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不動産賃貸・管理(土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など)</li> </ul>
<b>⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス</li> <li>○ 経営コンサルタント事業</li> </ul>

## 記入上の注意

金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)  
「¥」記号は記入しないでください。

<b>8 主な事業の内容</b> ●印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。	
「3 経営組織」欄が「外国の会社」「法人でない団体」の場合は、第1面の記入はこれで終わりです。第2面にお進みください。	
3 欄が個人経営、法人のみ記入	<b>9 電子商取引の有無及び割合</b> ●該当する番号をすべて○で囲んでください。 ※電子商取引とは、インターネットなどを介して成約(受発注が確定)した商取引をいい、ホームページでの広告掲載や見積もり・資料請求への対応などの商取引の準備行為は該当しません。
	<b>10 設備投資の有無及び取得額</b> ●平成23年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。 ●中古品は含みません。
	<b>11 自家用自動車の保有台数</b> ●業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください(リースで借りている車両も含みます)。
	<b>12 土地、建物の所有の有無</b> ●それぞれ該当する番号を○で囲んでください。
3 欄のみ記入 3 欄が法人	<b>13 資本金等の額及び外国資本比率</b> (1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。(2) うち外国資本比率を記入してください。
3 欄のみ記入 3 欄が会社	<b>14 決算月</b> ●本決算月を記入してください。 ●年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。

## 8 主な事業の内容

- 主な事業の内容が印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
- 貴事業所で行っている事業の内容を具体的に記入してください。
- 主な事業の内容の記入に当たっては、下記の記入例を参考にできるだけ詳しく記入してください。  
※ 商品の製造、販売、賃貸等を行っている場合は、品目まで記入してください。
- 複数の事業を行っている場合は、平成23年1月から12月までの1年間の収入金額又は販売金額の最も多い事業を記入してください。

- 主な事業の内容が「木造建築の一部請負」であった事業所が、主に建築資材を製造する事業所となった場合

~~木造建築の一部請負~~ 建築資材の製造(木材)

- ※ 生産品の名称、材料、用途がわかるように記入してください。

- 携帯電話販売店の主な事業収入が契約事務取扱手数料から携帯電話の小売販売額となった場合

~~携帯電話の契約事務~~ 携帯電話の販売、契約

- ※ 携帯電話の契約事務取扱手数料と携帯電話の小売販売額は、別の事業の収入となります。  
(「7 事業別売上(収入)金額」欄において、契約事務取扱手数料による収入は「(オ) ⑤通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入」欄に、携帯電話の小売販売額は「(エ) ②小売の商品販売額」欄に記入してください。)

## 9 電子商取引の有無及び割合

- 電子商取引とは、金銭的な対価を伴うモノ、サービスの提供について、インターネットなどのコンピュータネットワークを介して成約(受発注が確定)したものをいいます。  
したがって、実際のサービスの提供がオンラインによるものである必要はありません。
- 「1 一般消費者と行った」場合の一般消費者との電子商取引の割合を記入するに当たっては、以下の主な商取引の例を参考にしてください。

### 【対象となる商取引の例】

物品の例： ○ インターネット・ショッピング・サイトなどに来店し、商品を販売する場合  
○ 自らショッピング・サイトを構築し、商品を販売する場合

サービスの例： ○ 旅行・宿泊などの予約 ○ 航空機・電車・バスなどの座席予約 ○ イベントチケットの予約  
○ 自動車損害保険などの販売 ○ オンラインバンキング  
○ コンビニエンスストアに設置された端末でのチケットなどの販売

※電子商取引割合に該当する金額は、一般消費者から得た収入金額(旅行代金、運賃、保険料、オンラインバンキングの手数料など)です。

デジタルコンテンツの例： ○ 映像(動画像)、音楽などの販売 ○ 電子書籍などの販売  
○ ゲームなどのオンライン用コンテンツの販売

### 【対象とならない商取引の例】

- × 受発注行為の準備行為に関連する見積もり、購入前調査  
・見積もり請求、資料請求又はカタログ請求
- × 通常、コンピュータネットワーク上で契約が完結することのないもの  
・商取引の間に電話等の連絡・確認行為が含まれる場合  
・対面での説明・書類提示等が必要な場合(不動産・住宅リフォーム・レンタカーなど)
- × 直接消費者と商取引を行わない広告用ホームページ開設のみの場合  
・商品を広告するためのホームページの開設  
・「買い物かご」による購入や予約ができない場合  
・他のサイトにリンクしているだけの場合
- × 銀行、消費者金融のATM及び鉄道・航空・バス等の自動券売機の取引  
・航空機、電車、バスなどのインターネットからの座席予約は対象となりますが、専用線を用いている自動券売機売り上げは対象外

## 10 設備投資の有無及び取得額

- 「有形固定資産(土地を除く)」には、平成23年1月から12月までに土地を除く有形固定資産に新規に計上した額を記入してください。  
・有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産(売買取引と同様の会計処理をしたもの)をいいます。  
・建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含めません。
- 「無形固定資産(ソフトウェアのみ)」には、平成23年1月から12月までのソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
- 固定資産に計上したリース物件のうち、平成23年1月から12月までに新たに契約した物件を含めます。
- 以下については、設備投資に含めません。  
・建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用  
・店舗併用住宅の居住用部分  
・中古品

## 11 自家用自動車の保有台数

- 自家用自動車(いわゆる白ナンバー(軽自動車を含む。))のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみを使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含みません。

### 【自動車の種類】

貨物自動車：貨物の輸送に使用する自動車をいいます。

人員輸送のみに使用している場合は除いてください。

乗用自動車：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。

バス：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。

- リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

### 15 主な事業収入の内訳

- この項目は、「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」、「通信、放送、映像・音声・文字情報制作業」を主に営んでいる事業所が記入してください。  
「金融業」、「保険業」、「郵便局受託業」、「政治・経済・文化団体」、「宗教団体」の事業所は記入する必要はありません。
- 調査票第1面の7欄「(オ)建設業、サービス関連産業A」に記入した売上高について、14~16ページの分類表から、売上高の上位10位までのものについて、「売上(収入)金額」、「分類番号」及びその「事業内容」を記入してください。
- 金額での記入ができない場合は、第1面の6欄「①売上(収入)金額」を100(%)とした割合で記入してください。金額で記入可能な場合は、割合の記入は不要です。

### 第2面に記入する調査項目について

貴事業所が主として行っている事業により、記入する項目が異なります。

事業	「電気・ガス・熱供給・水道業」 「運輸業、郵便業」 「通信、放送、映像・音声・文字情報制作業」	「建設業」	「金融業」 「保険業」 「郵便局受託業」	「政治・経済・文化団体」 「宗教団体」
調査項目	15 主な事業収入の内訳	15 主な事業収入の内訳 16 業態別工事種類 17 建設業許可番号	18 金融業、保険業、郵便局受託業の事業種類	19 政治・経済・文化団体、宗教団体の団体種類

### 16 業態別工事種類

- 業態別工事種類の中から、年間における完成工事高の多い順に2番目までの業態別工事種類を選んで記入してください。なお、1種類の業態別工事種類のみ施工を行っている場合は、1番目の一つだけ記入してください。
- 業態別工事種類については、12ページの【許可業種、建設工事の種類、業態別工事種類の対応、建設工事の例示】を参考に、該当するものを選択してください。

### 17 建設業許可番号

- 大臣・知事コードについては、以下のコード表を参照してください。

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事
01	北海道知事	17	石川県知事	33	岡山県知事
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事

「電気、ガス、熱供給、水道業」、「運輸業、郵便業」、「通信、放送、映像・音声・文字情報制作業」を主に営んでいる事業所は、15欄のみ記入してください。

「建設業」を主に営んでいる事業所は、15~17欄のみ記入してください。

「金融業」、「保険業」、「郵便局受託業」を主に営んでいる事業所は、18欄のみ記入してください。

「政治・経済・文化団体」、「宗教団体」の事業所は、19欄のみ記入してください。

15 主な事業収入の内訳

第1面の7欄「(オ)建設業、サービス関連産業A」について、その内訳を「調査票の記入のしかた」に掲載の分類表の中から金額の多い順を選び、第1位から第10位までの欄にその分類番号、事業内容及び売上(収入)金額を記入してください。  
(万円未満四捨五入)  
金額で記入できない場合は、第1面の6欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。  
(小数点以下四捨五入)

順位	分類番号	事業内容	売上(収入)金額					又は割合(%)				
			千	百	十	千	百		十	万	円	
第1位	303	住宅建築工事・同設備工事(元請工事)				1	5	0	0	0		
第2位												
第3位												
第4位												
第5位												
第6位												
第7位												
第8位												
第9位												
第10位												

16 業態別工事種類

下表の中から年間における完成工事高の多い順に番号を記入してください。

1番目  2番目

01	土木一式工事	10	屋根工事(11 金属製屋根工事を除く)	18	ほ装工事	26	熱熱線工事
02	建築一式工事(03 木造建築一式工事を除く)	11	金属製屋根工事	19	しゅんせつ工事	27	電気通信工事
03	木造建築一式工事	12	電気工事	20	板金工事	28	造園工事
04	建築リフォーム工事	13	管工事	21	ガラス工事	29	さく井工事
05	大工工事	14	タイル・れんが・ブロック工事(15 築炉工事を除く)	22	塗装工事	30	建具工事
06	左官工事	15	築炉工事	23	防水工事	31	水道施設工事
07	とび・土工・コンクリート工事(08 はつり・解体工事を除く)	16	鋼構造物工事	24	内装仕上工事	32	消防施設工事
08	はつり・解体工事	17	鉄筋工事	25	機械器具設置工事	33	清掃施設工事
09	石工事						

17 建設業許可番号

建設業許可番号の有無について、該当する番号を○で囲んでください。

① 建設業許可番号がある → 大臣・知事コード  (「調査票の記入のしかた」に掲載のコード表から選択して記入してください)

② 建設業許可番号がない → 建設業許可番号 第  号 (右詰で記入してください)

18 金融業、保険業、郵便局受託業の事業種類

下表の中から該当する番号を選択し、○で囲んでください。

事業種類	事業内容	
01	銀行業(信託銀行を含む)	日本銀行、都市銀行、地方銀行、ゆうちょ銀行、信託銀行等
02	中小企業等金融業	信用金庫、信金中央金庫、信用組合、商工組合中央金庫、労働金庫等
03	農林水産金融業	農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合(金融業を専業で行う場合)等
04	消費者向け貸金業	
05	事業者向け貸金業	手形割引業者、日賦貸金業者
06	質屋	
07	クレジットカード業、割賦金融業	クレジットカード会社、割賦金融業者等
08	その他の非預金信用機関	中小企業基盤整備機構、住宅金融業者、証券金融業者、ファクタリング業者等
09	金融商品取引業(第一種金融商品取引業であつて有価証券関連業に限る)	第一種金融商品取引業者(証券会社、抵当業者、投資運用業者等)
10	金融商品取引業(上記以外の金融商品取引業)	第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者等
11	商品先物取引業 商品投資業	商品取引員、商品投資顧問業者、海外市場商品先物取引業者等
12	補助的金融業 金融附帯業	短資会社、手形交換所、両替屋、信用保証協会、農林漁業信用基金等
13	信託業(信託銀行を除く)	運用型信託会社、管理型信託会社等
14	金融代理業	金融商品仲介業者、信託契約代理店、銀行代理業者等
15	生命保険業(生命保険代理店を除く)	生命保険株式会社、かんぽ生命保険、生命保険再保険会社、外国生命保険会社等
16	損害保険業(損害保険代理店を除く)	損害保険株式会社、損害保険再保険会社、外国損害保険会社等
17	共済事業・少額短期保険業	農業共済組合、共済農業協同組合連合会
18	保険媒介代理業	生命保険代理店、損害保険代理店、火災共済協同組合代理所、少額短期保険代理店
19	保険サービス業	損害保険料率算出機構、損害査定事務所等
20	郵便局受託業	簡易郵便局

19 政治・経済・文化団体、宗教団体の団体種類

下表の中から該当する番号を選択し、○で囲んでください。

政治・経済・文化団体	宗教団体
1	政治団体
2	経済団体
3	労働団体
4	学術団体、文化団体
5	その他の政治・経済・文化団体
6	神道系宗教団体
7	仏教系宗教団体
8	キリスト教系宗教団体
9	その他の宗教団体

【許可業種、建設工事の種類、業態別工事種類の対応、建設工事の例示】

下記の表は、年間完成工事高を業態別工事種類に分類する際の目安として、「許可業種」、「建設工事の種類」、「業態別工事種類」と「工事種類区分」の対応を示しています。

※ 「工事種類区分」の「○」、「×」はあくまで目安ですので、「×」とされている箇所でも、同区分の工事が含まれることがあります。

許可業種	建設工事の種類	番号	業態別工事種類
土木工事業	土木一式工事	01	土木一式工事
建築工事業	建築一式工事	02	建築一式工事（03を除く）
		03	木造建築一式工事
		04	建築リフォーム工事
大工工事業	大工工事	05	大工工事
左官工事業	左官工事	06	左官工事
とび・土工事業	とび・土工・コンクリート工事	07	とび・土工・コンクリート工事（08を除く）
		08	はつり・解体工事
石工事業	石工事	09	石工事
屋根工事業	屋根工事	10	屋根工事（11を除く）
		11	金属製屋根工事
電気工事業	電気工事	12	電気工事
管工事業	管工事	13	管工事
タイル・れんが・ブロック工事業	タイル・れんが・ブロック工事	14	タイル・れんが・ブロック工事（15を除く）
		15	築炉工事
鋼構造物工事業	鋼構造物工事	16	鋼構造物工事
鉄筋工事業	鉄筋工事	17	鉄筋工事
ほ装工事業	ほ装工事	18	ほ装工事
しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事	19	しゅんせつ工事
板金工事業	板金工事	20	板金工事
ガラス工事業	ガラス工事	21	ガラス工事
塗装工事業	塗装工事	22	塗装工事
防水工事業	防水工事	23	防水工事
内装仕上工事業	内装仕上工事	24	内装仕上工事
機械器具設置工事業	機械器具設置工事	25	機械器具設置工事
熱絶縁工事業	熱絶縁工事	26	熱絶縁工事
電気通信工事業	電気通信工事	27	電気通信工事
造園工事業	造園工事	28	造園工事
さく井工事業	さく井工事	29	さく井工事
建具工事業	建具工事	30	建具工事
水道施設工事業	水道施設工事	31	水道施設工事
消防施設工事業	消防施設工事	32	消防施設工事
清掃施設工事業	清掃施設工事	33	清掃施設工事

番号	建設工事の内容や例示	工事種類区分		
		土木工事	建築工事・ 建築設備工事	機械等 設置工事
01	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	○	×	×
02	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	木造建築以外	×	○
		木造建築	×	○
03	建築リフォーム工事、住宅リフォーム工事、木造建築リフォーム工事	×	○	×
04	建築リフォーム工事、型枠工事、造作工事	×	○	×
05	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	○	○	×
06	とび工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、くい工事、土工事、掘削工事、コンクリート工事、土留め工事、外構工事	○	○	○
07	はつり工事、工作物解体工事	○	○	○
08	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	○	○	×
09	屋根ふき工事	金属製屋根以外	×	○
		金属製屋根	×	○
10	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	○	○	○
11	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	○	○	○
12	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、石綿スレート工事	○	○	×
13	築炉工事	×	×	○
14	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事	○	○	×
15	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事	○	○	○
16	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事	○	×	×
17	しゅんせつ工事	○	×	×
18	板金加工取付け工事、建築板金工事	×	○	×
19	ガラス加工取付け工事	×	○	×
20	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	○	○	○
21	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	×	○	×
22	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	×	○	×
23	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃機発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	×	○	○
24	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事	×	○	○
25	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	○	○	○
26	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事	○	×	×
27	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	○	×	○
28	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	×	○	×
29	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	○	×	○
30	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事	○	○	○
31	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	○	○	○

分類表

事業区分	分類番号	事業内容の内訳	内容例示
③ 建設 事業	301	土木工事（元請工事）	いわゆる土木工事（道路・河川工事等）、農業土木工事（農道工事、土地改良工事等）のほか、送電線、アンテナ、鉄塔、信号装置、下水道、屋外のガス・水道等の送配管、石油タンク、浮ドック、交通標識、造園、解体、サイロ等の工事を含みます。また、土木施設の附属物の工事も含まれます。
	302	土木工事（下請工事）	
	303	住宅建築工事・同設備工事（元請工事）	居住を主たる目的とする建築物（複合建築物のうち、居住用床面積が全体の50%以上のもの）に関する建築工事（その一部である鉄筋、塗装等の工事、建築工事に付帯する工事を含む）及び建築設備工事（建築物に関する冷暖房、給排水、電気、ガス等の設備工事）
	304	住宅建築工事・同設備工事（下請工事）	
	305	非住宅建築工事・同設備工事（元請工事）	居住以外（鉱工業、商業、サービス業用等居住用以外の目的の全てを含む）を主たる目的とする建築物に関する建築工事（その一部である鉄筋、塗装等の工事、建築工事に付帯する整地等の工事を含む）及び建築設備工事（建築物に関する冷暖房、給排水、電気、ガス等の設備工事）
	306	非住宅建築工事・同設備工事（下請工事）	
	307	機械設備工事（元請工事）	工場等における動力設備、配管、機械基礎、築炉、機械器具装置等の工事及び変電設備、屋内の電信電話設備、電光文字設備、ネオン装置、ガス導管、坑井設備、遊園地の遊戯設備、鋼索道及び架空索道設備の工事をいいます（建築設備を除く）。
	308	機械設備工事（下請工事）	
④ 電気・ガス・熱供給・水道事業	401	電気事業	一般の需要に応じ電気を供給する事業、又は、その電気を供給する事業者に電気を供給する事業収入
	402	ガス事業	一般の需要に応じ製造ガス、天然ガス又はこれらの混合ガスを導管により供給する事業、一定数量以上の需要に応じて導管によりガスの供給を行う事業及び自らが維持し運用する一定規模以上の導管でガスの供給を行う事業収入
	403	熱供給事業	一般の需要に応じ蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギーまた、蒸気、温水を導管に供給する事業収入
	404	上水道事業	一般の需要に応じ給水目的で敷設する水道管及びその他の設備をもって、人の飲用に適する水を供給する事業収入
	405	工業用水道事業	一般の需要に応じ給水目的で敷設する水道管及びその他の設備をもって、工業用に供する水を供給する事業収入
	406	下水道事業	下水処理施設、下水ポンプ施設の運転、保守、点検などの事業また、排水管、排水渠などの排水設備の清掃、調査・点検、補修などの作業を一体的に行う事業収入
⑤ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業	501	固定電気通信（音声）	固定系による音声伝送サービス収入
	502	固定電気通信（データ）	固定系によるインターネット接続サービス、メールサービスなどのデータ伝送サービス収入
	503	固定電気通信（その他）	専用回線の役務の提供事業。電報によるメッセージ伝送サービス収入
	504	移動電気通信（音声）	携帯系による音声伝送サービス収入
	505	移動電気通信（データ）	携帯系によるインターネット接続サービス、メールサービスなどのデータ伝送サービス収入
	506	電気通信に付帯するサービス	電気通信業務受託、空港無線電話業務受託、移動無線センター事業収入
	507	テレビジョン（有線放送、衛星放送を除く）	広告料収入または、有料放送収入により行う地上波テレビ放送事業収入
	508	ラジオ放送（有線放送、衛星放送を除く）	広告料収入または、有料放送収入により行う地上波ラジオ放送事業収入
	509	衛星放送	放送衛星、通信衛星を利用して行う放送事業収入
	510	有線放送	有線テレビ・ラジオ放送、CATV、ケーブルテレビ、共同視聴、有線音楽放送、街頭放送、告知放送事業収入
	511	その他の放送	

事業区分	分類番号	事業内容の内訳	内容例示
⑤ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業	512	映像・ビデオ制作（アニメーションを除く）	映画の制作・配給収入、ビデオ（DVDを含む）制作・発売収入、ビデオ（DVDを含む）著作権収入、テレビ放映権収入、商品化権収入、リメイク権収入、受託制作収入、テレビ映画制作収入等
	513	テレビ番組制作（アニメーションを除く）	テレビ番組（テレビコマーシャルを含む）制作・配給収入、ビデオ（DVDを含む）著作権収入、受託制作収入等
	514	アニメーション制作	テレビ放送用アニメ番組制作収入、アニメーション制作・配給収入、ビデオ（DVDを含む）著作権収入、受託制作収入、キャラクター使用権収入、ビデオ化権等のライセンス（権利）の使用許諾収入等
	515	映画・ビデオ・テレビ番組配給	映画、ビデオ又はテレビジョン番組の配給事業収入
	516	レコード制作	レコードの企画・制作収入、著作権使用料収入、著作隣接権収入等
	517	ラジオ番組制作	ラジオ番組制作収入、タイムスポット制作収入、受託制作収入等
	518	新聞販売	新聞販売収入（販売店に対する正規の手数料等を控除した収入）
	519	新聞広告	新聞広告料収入、電子メディア広告料収入、フリーペーパー広告料収入等
	520	その他の新聞業	ネット配信による収入、クリッピング業者への提供による収入
	521	出版（書籍・雑誌）販売	書籍販売収入、雑誌販売収入（電子メディアによる収入も含む）
	522	出版広告料	雑誌本体広告料収入、電子メディア広告料収入、フリーマガジン広告料収入等
	523	その他の出版業	書籍・雑誌などから得るロイヤリティ
	⑥ 運輸、郵便事業	524	広告制作
525		ニュース供給	新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等
526		その他の映像・音声・文字情報制作事業	貸スタジオ（マルチトラックレコーダー等の録音設備を有するもの、又は、テレビ番組等の撮影設備を有するもの）収入、音楽スタジオ収入、撮影スタジオ収入、プリプロダクション収入、ポストプロダクション収入等
601		普通鉄道業	
602		軌道業	路面電車
603		地下鉄道業	
604		モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く）	
605		案内軌条式鉄道業（地下鉄道業を除く）	新交通システム
606		鋼索鉄道業	ケーブルカー
607		索道業	ロープウェイ、リフト
608		その他の鉄道業	無軌条電車（トロリーバス）
609		一般乗合旅客自動車運送業	乗合バスなど
610		一般乗用旅客自動車運送業	貸切旅客運送事業（乗車定員10人以下） ハイヤー、タクシー、福祉タクシーなど
611	一般貸切旅客自動車運送業	貸切旅客運送事業（乗車定員11人以上） 貸切バスなど	
612	特定旅客自動車運送業	特定の旅客に対する運送事業	
613	その他の道路旅客運送業	人力車、乗合馬車、そり運送、籠運送など	